



上尾市

農業委員会だより

第8号

平成30年1月

編集・発行
上尾市農業委員会

事務局
上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-775-9694



鈴木3農園の皆さん

前列左から 中農園弘子さん・好子さん、東農園好子さん、西農園昌明さん
後列左から 中農園孝仁さん、西農園圭一さん、東農園智一さん・宏美さん

農業委員会としましては、農家の皆さんのお役に立つよう尽力してまいります。

「次代を支えていきたい」という頼もしい言葉を聞くことができました。都市農業を取り巻く環境は相変わらず厳しいですが、鈴木3農園の皆さんから「今後も頑張りたい」「次代を支えていきたい」という頼もしい言葉を聞くことができました。

鈴木三農園は、三軒が隣り合い、自宅前に広がる農地でハウストマトや露地野菜、ぶどうなどを栽培しています。主に庭先や上尾駅西口の直売所で販売し、お客さんと直接お話しをしながら、生の声を聞いて農業に活かしているそうです。お客さんの中には、親子で二代に渡って来る方や、市外から来る方もおり、その方々の笑顔や「おいしい」という言葉をいただくのが励みになり、苦労が飛んでしまうとうかがいました。

鈴木三農園は、三軒が隣り合い、自宅前に広がる農地でハウストマトや露地野菜、ぶどうなどを栽培しています。主に庭先や上尾駅西口の直売所で販売し、お客さんと直接お話しをしながら、生の声を聞いて農業に活かしているそうです。お客さんの中には、親子で二代に渡って来る方や、市外から来る方もおり、その方々の笑顔や「おいしい」という言葉をいただくのが励みになり、苦労が飛んでしまうとうかがいました。

新年、あけましておめでとうございます。平成29年は、長雨による日照不足や大型台風の上陸など、農作物への影響が多々あり、農家の皆さんにおかれましては、大変苦労されたことと思います。さて、上の写真は、本町の鈴木三農園（東・中・西農園）の皆さんです。市街化区域で生産緑地を守りながら頑張っている農家さんの一例として紹介させていただきます。

上尾市農業委員会
会長 北川 純一

謹賀新年



市民農園を開設しませんか



農地の遊休農地化が進行している今、農地の集積・集約化が叫ばれる一方で、農家自らが開設する市民農園が首都圏を中心に新たな農業経営として注目を集めています。

これは、農家が園主となり、都市住民に農地を耕作してもらい、その上、利用料金として収入も得られるというものです。このような市民農園の制度を利用してみてはいかがでしょうか。

市民農園を開設するためには、農園利用方式による市民農園と、農地を区割りして利用者に貸し出す市民農園の2つの方法があります。



体験農園（農園利用方式）

農家が、農業経営の中で農園を開設する方法です。

開設者が「先生」、利用者が「生徒」となり、一緒に農作業を行います。

- ・法律に基づく手続きは必要ありません
- ・権利の設定や移転を伴いません



体験農園「菜園倶楽部」 市村 英一さん・薫さん

◆市内で開設されている市民農園◆

- 農業王国（中分2-58）
- ひでちゃん農園（領家200）
- 菜園倶楽部（平塚1-152）

※市民農園開設の際に、**資金の補助制度**があります。

詳しくは農政課 三澤（775-7459）にご相談ください！

貸付法に基づく市民農園

農地を区割りして市民農園を開設する方法です。

特定農地貸付法に基づき、農地の所在する市町村と「貸付協定」を締結するとともに、農園の貸付内容を定めた「貸付規程」を作成し農業委員会から特定農地貸付の承認を得て開設します。

いわゆる区画貸しの市民農園です。

◆市内で開設されている市民農園◆

- ふれあい農園
（JAさいたま主催、市内に9か所あります）
- シェア畑上尾（瓦葺923）
- かしやふれあい農園（大谷本郷760-3）

農業者年金

に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための安定した積み立て式の公的年金です。

◆加入要件

- ・農業に年間60日間以上従事
- ・国民年金第1号被保険者
- ・60歳未満

※農地を所有していない人、配偶者や後継者でも加入できます。

◆メリット・特徴

・保険料は、月額二万～六万七千円の間で、千円単位で自由に決めることができます。いつでも見直し可能です。

・支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

・積み立てた保険料と、その運用益（付利）によって将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

・65歳から支払われる生涯支給で、80歳まで保証付きです。万が一、80歳までに亡くなされた場合は、遺族に死亡一時金として支払われます。

・認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

詳しくは（独）農業者年金（<http://www.nounen.go.jp>）をご覧ください

農地パトロールを行いました

農業委員会では、農業委員、農地利用最適化推進委員が、農地法第三十条第一項に基づき、農地パトロールを行いました。これは、荒廃が著しい農地や無許可で農地以外に使用されている農地の早期の発見、解消などを目的に行うものです。今回からタブレット端末を導入したため効率的に調査することができ、昨年の状況と見比べながら遊休農地や農地法に違反する無断転用地を確認しました。

遊休農地を放置すると、周辺の農地に迷惑を及ぼすだけでなく、ゴミの不法投棄の原因になるほか、冬季には枯れ草となり周辺住民に火災の不安を抱かせたり、病害虫発生の原因になる恐れがあります。

また、無断転用地は、法人が一億円以下の罰金、個人が三年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金が科せられるほか、計画しようとする農地転用ができなくなることがあります。



農地パトロールの様子

農業委員会は、農地の有効活用と適正利用を図るため、該当農地の所有者・利用者に対して指導を行っていきます。

なお、利用意向をうかがった農地については、農地情報としてインターネットにより公表し、農地としての利用を促進します。



全国農地ナビ <http://www.alis-ac.jp>

独立行政法人 国際協力機構 JICA (ジャイカ) の視察を受け入れました

11月28日、独立行政法人国際協力機構 (JICA) の研修員による視察訪問を受け入れました。

JICAでは、各国政府が伝統的生産者の権利と生計を守りつつ、農業投資の促進により経済成長を促すための課題と方策を研修員が特定し、帰国後の活動につなげることを目的とした課題別研修を実施しています。



タブレット端末の体験操作

今回は「合理的・持続的な農地利用の促進」をテーマに、ベナン、ブルキナファソ、コンゴ民主共和国、エジプト、ガーナ、モザンビーク、ミャンマー、ニジェール、タンザニア、ベトナム、マラウイ、パプアニューギニアの12か国の研修員が参加し、農業委員会事務局を訪れました。

その後、研修員は、市民農園や市内の農地を見学したり、タブレット端末を利用した農地台帳システムの活用方法を体験したりしながら、農業委員会の仕組みや農地管理システムについて学びました。

あげおアグリフェスタ



もちつきの様子 (11月11日)

11月11日・12日に、市民体育館で「あげお産業祭」が行われました。農業委員会は、例年と同様にもちつきを行い、つきたてのもちからは来場者にご賞味いただきました。皆さんからの「歳末たすけあい募金」で集まった三二五、二一八円を埼玉県共同募金会上尾市会に寄付しました。ご協力ありがとうございました。

また、あげおアグリフェスタ「農産物共進会」が行われ、上尾産の野菜、果実、花など合計三六〇点の出品の中から、上尾市農業委員長賞に市ノ川利貴さん(上平)のキウイフルーツが選ばれました。

◆上尾市農業委員長賞
「キウイフルーツ」
市ノ川 利貴さん



◆上尾桶川伊奈農業委員会
連絡協議会長賞
「ブロッコリー」
國島 寿也さん



◆北足立農業委員会
連絡協議会長賞
「カキ(富有)」
鈴木 宏美さん



◆埼玉県農業会議会長賞
「カトレア」
鈴木 裕一さん



編集後記

JICA(ジャイカ)の視察では、農業委員会の業務について、研修受講者から時間が足りなくなるほど多くの質問を受け、熱心に取り組む姿勢に大変感激しました。

また、JICA職員の皆様には、多方面でお心遣いをいただき、研修員と多くの議論をすることができました。我々の業務が、海外での農業に対し、少しでもお役に立てれば幸いです。

